

奈良県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和四年一月二十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 桜井吉野線
- 三 道路の区域

路線 番号		区 間		区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル		延 長 メートル		備 考	
3 7		吉野郡吉野町大字 丹治一九〇番六地 内		前		六・一		七・一		うち主要地 方道五條吉 野線に七・ 一メートル 重用	
		後				六・一 ） 一・七		七・一		うち主要地 方道五條吉 野線に七・ 一メートル 重用	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和四年一月三十一日